

第3期沖縄県発達障害者支援体制整備計画の概要について

沖縄県子ども生活福祉部 障害福祉課

●本日のお話し

- ①第3期沖縄県発達障害者支援体制整備計画の概要
- ②発達障害者支援関係事業一覧



①第3期沖縄県発達障害者支援体制整備計画資料1 の概要

第3期沖縄県発達障害者支援体制整備計画は以下、5つの章で構成。

- 第1章 → ①総論
(計画の根拠、基本方針、計画期間等)
- 第2章 → ②計画の推進体制
- 第3章 → ③計画の進捗管理等
- 第4章 → ④重点課題への取組
- 第5章 → ⑤関係事業一覧

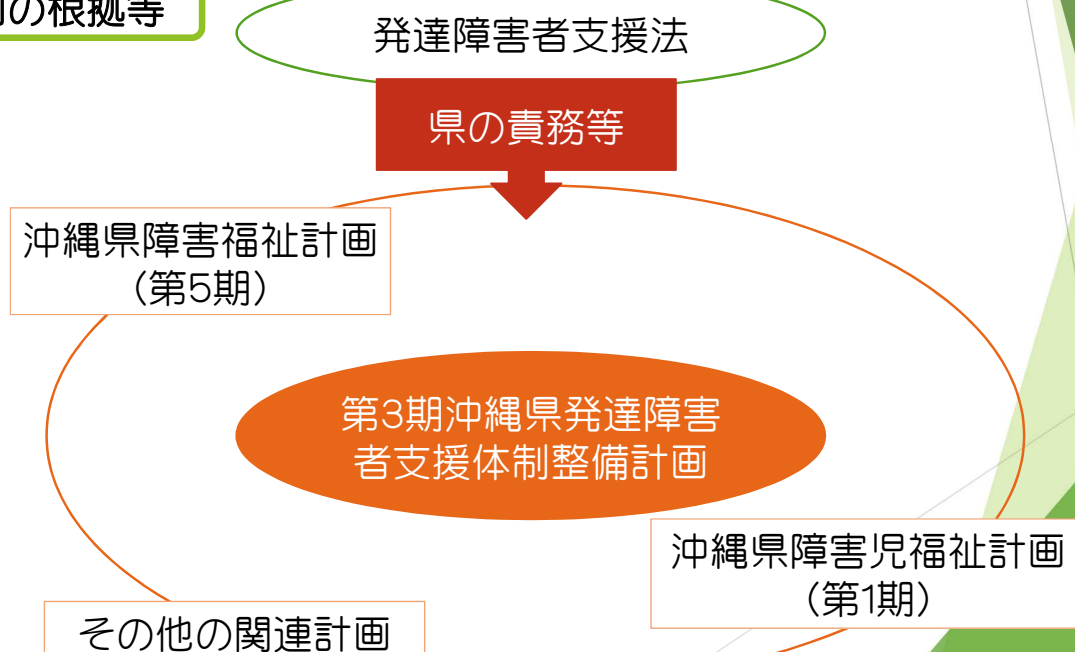
関係事業の進捗状況について
報告&評価

①第3期沖縄県発達障害者支援体制整備計画 の概要

第1章:

これまでの計画で総論に含まれていた推進体制や進捗管理等を別に章立てし、以下に示す計画の根拠等や基本方針で構成。

計画の根拠等



①第3期沖縄県発達障害者支援体制整備計画資料1 の概要

基本方針

「改正発達障害者支援法」3つのポイント

1 ライフステージを通じた切れ目のない支援

医療、福祉、教育、就労等の各分野の関係機関が相互に連携し、一人一人の発達障害者に、「切れ目のない」支援を実施することを目的規定に追加しました。

2 家族なども含めた、きめ細かな支援

教育、就労の支援、司法手続における配慮、発達障害者の家族等への支援などの規定の改正を通じて、きめ細かな支援を推進します。

3 地域の身近な場所で受けられる支援

地域の関係者が課題を共有して連携し、地域における支援体制を構築することを目指します。また、可能な限り身近な場所で、必要な支援が受けられるように配慮します。

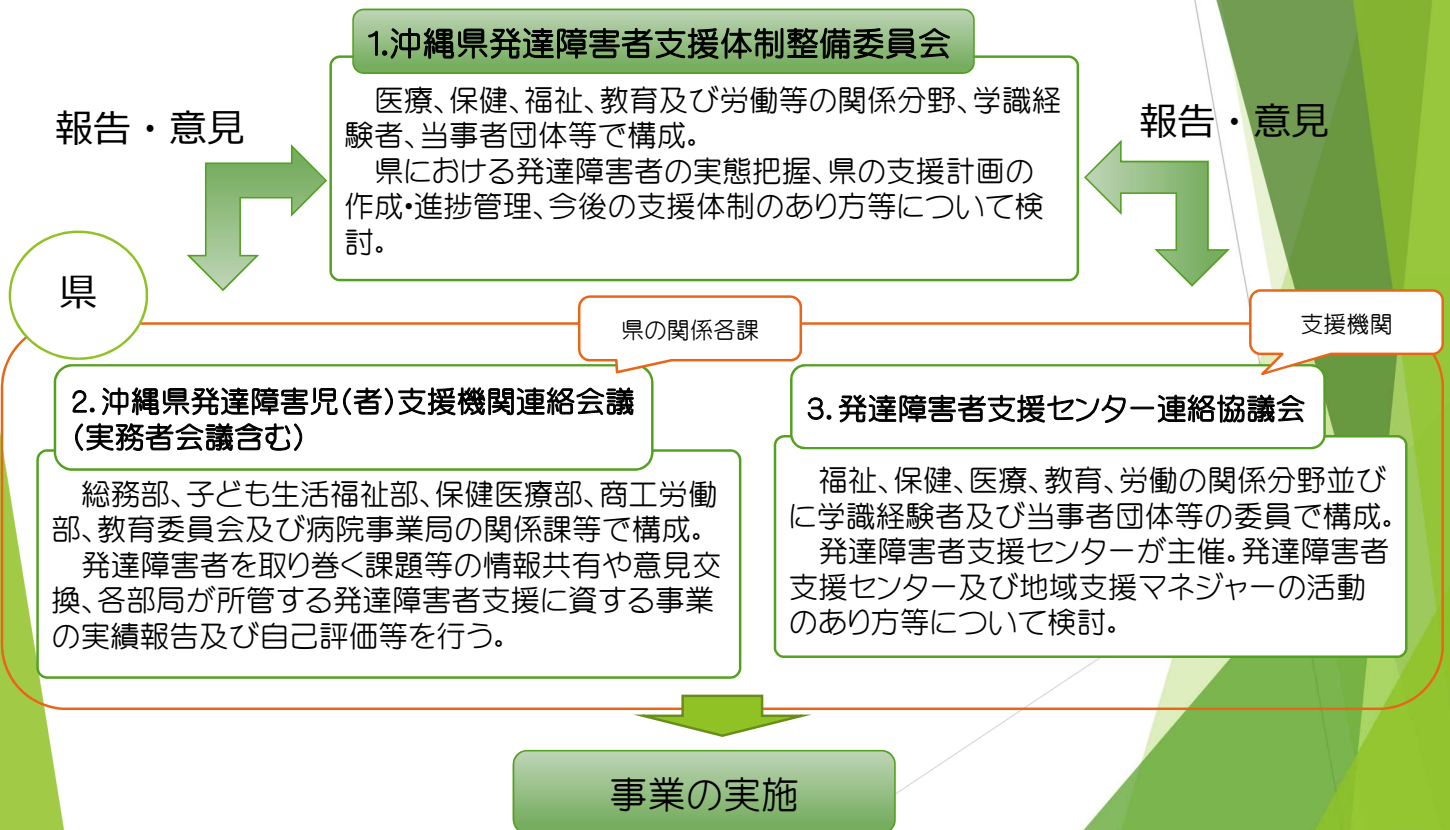
①第3期沖縄県発達障害者支援体制整備計画 の概要

第2章: 本計画の推進体制イメージ



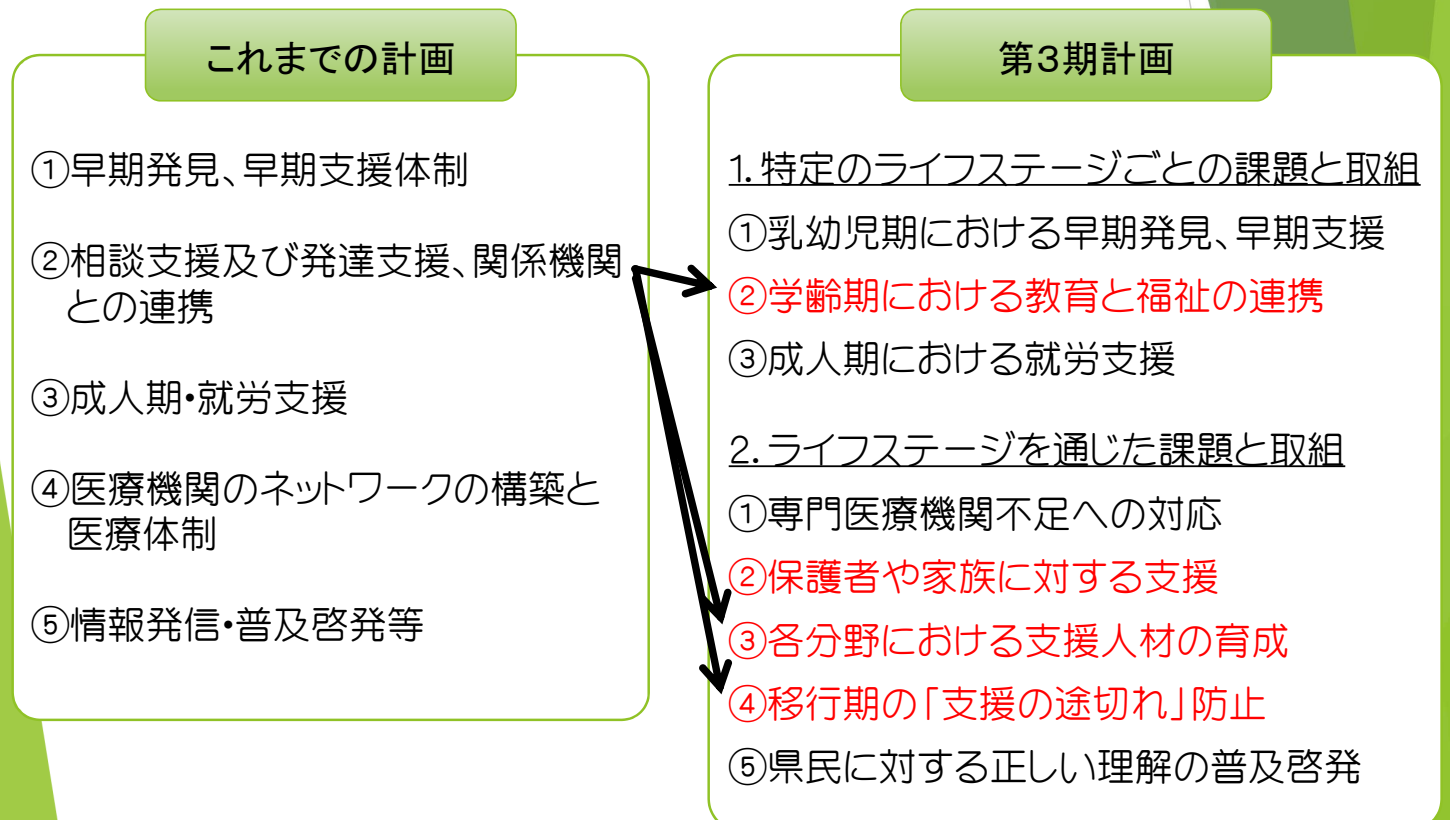
①第3期沖縄県発達障害者支援体制整備計画資料1 の概要

第3章:計画の進捗管理等



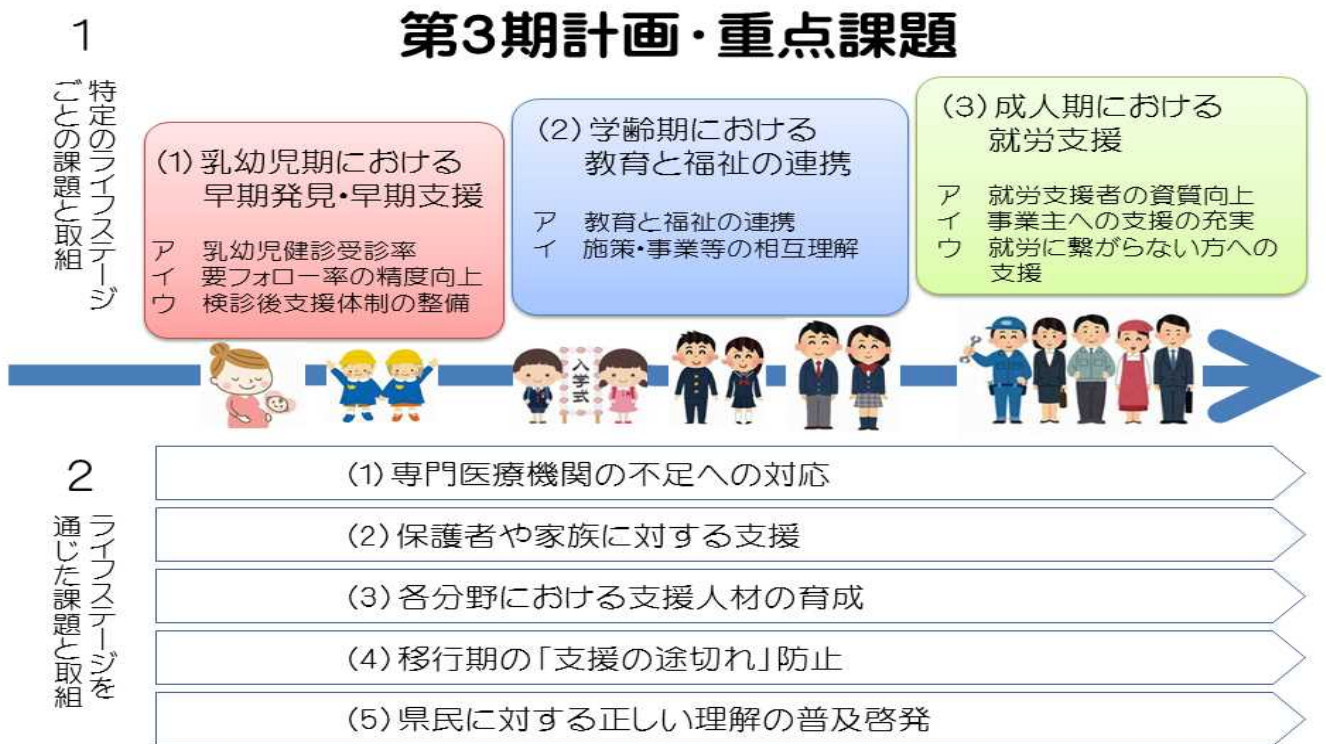
①第3期沖縄県発達障害者支援体制整備計画 の概要

第4章:重点課題への取組 ー新旧対照ー



①第3期沖縄県発達障害者支援体制整備計画資料1 の概要

第4章: 重点課題のイメージ図



①第3期沖縄県発達障害者支援体制整備計画 の概要

第4章:重点課題への取組

例えば、「2 ライフステージを通じた課題と取組」の(4)では…

(4) 移行期の「支援の途切れ」防止

① 現状と課題

発達障害者の支援においては、例えば、乳幼児期から学齢期、学齢期から成人期など、ライフステージの移行期に本人の特性や支援の状況がうまく



その課題を解決する取組の方向性として…

② 取組の方向性

各ライフステージで一貫した支援が切れ目なく継続するためには、各分野が連携又は協議できる場の設置や支援ファイルの普及等が有効です。

- ➡ イ 県が実施する取組
- 発達障害児(者)支援機関連絡会議の開催
- 新サポートノート「えいぶる」の普及・啓発

② 発達障害者支援関係事業一覧

第5章:発達障害者支援関係事業一覧

【第3期沖縄県発達障害者支援体制整備計画】

No	1. 項目	2. 実施事業・計画・取組等	3. 2の概要等(事業の内容、目的等)	21に關係する課①	22に關係する課②	市町村	事業等の実施効果の目安となるもの	目標設定等	数値目標
1	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	乳幼児健康診査受診率	市町村が実施する乳幼児健康診査の受診率の向上により、乳幼児期からの早期発見、早期支援につながる。	地域保健課		○	乳幼児健康診査受診率	94.0% (1歳6ヶ月) 91.0% (3歳児)	○
5	1-(1). 乳幼児期における早期発見、早期支援	乳幼児健診後のフォローの充実に向けた市町村支援(市町村発達障害者支援体制サポート事業)	発達障害地域支援マネージャーにより、乳幼児健診後のフォローの充実に向けた市町村支援を行う。	障害福祉課		○	市町村発達障害者支援体制サポート事業の実施状況(支援市町村数)	-	-

⇒発達障害者支援に關係する県の各課の事業・取組について、市町村の關連の有無や、効果測定について一覧にしてまとめたもの。

その他、参考資料

【参考】市町村発達障害児(者)支援体制整備状況に関するシステム図

② 発達障害者支援関係事業一覧

第5章:発達障害者支援関係事業一覧

1. 特定のライフステージごとの課題と取組

- (1) 乳幼児期 No.1~No.28
- (2) 学齡期 No.29~No.50
- (3) 成人期 No.51~No.82

2. ライフステージを通じた課題と取組

- (1) 専門医療機関不足への対応 No.83~No.88
- (2) 保護者や家族に対する支援 No.89~No.97
- (3) 各分野における人材育成 No.98~No.106
- (4) 移行期の「支援の途切れ」防止 No.107~No.119
- (5) 正しい理解の普及啓発 No.120~No.127